

公益財団法人岩手県観光協会の職員の退職手当支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県観光協会就業規程第29条の規定に基づく職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 職員の退職手当の支給については、岩手県の一般職の職員の例による。

(退職手当算定の給料月額)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）第3条から第5条までに規定する退職手当の算定の基礎となる給料月額については、公益財団法人岩手県観光協会の職員の給与及び旅費に関する規程に定める給料の額とする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日一部改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日一部改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日一部変更）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年3月27日理事会議決）